

Ⅶ 1 年次配当科目一覧

【昼間主 1 年次】

授業科目の名称			担当教授	前期単位	後期単位	必修	選必	選択
法律 基本 科目	公 法	統治の基本構造	稲 正樹	2		○		
		基本的人権の基礎	稲 正樹	2		○		
		公法総合 1	三好 充		2	○		
	民 事 法	民法 1 (民法総則)	小林 一俊	2		○		
		民法 4 (不法行為法)	牛山 積	2		○		
		民法 2 (債権法総論)	椿 寿夫		2	○		
		民法 3 (契約法)	佐伯 一郎		2	○		
		商事法入門	山下 丈	2		○		
		会社法 1	山下 丈		2	○		
		民事訴訟法 1	住吉 博	2		○		
		民事訴訟法 2	住吉 博		2	○		
	刑 事 法	刑法 1	中島 広樹	2		○		
		刑法 2	中島 広樹		2	○		
刑事訴訟法 1		新屋 達之		2	○			
実務基礎科目		現代弁護士論	久保利 英明	2				○
		法情報調査 ・法文書作成	柏木 俊彦		2	○		
基礎法学 ・隣接科目		司法制度論	宮澤 節生	2				○
		法理論入門	瀬戸山 晃一		2(集)			○
		法社会学	宮澤 節生		2			○
		日本法史	浅古 弘		2(集)			○
		ヨーロッパ法史	屋敷 二郎		2(集)			○
		アメリカ法入門	宮川 成雄		2			○
展開・ 先端 科目	市民法 務・公 益法務	ジェンダーと法	市毛 由美子		2(集)			○

【夜間主3年制 1年次】

授業科目の名称			担当教授	前期単位	後期単位	必修	選必	選択
法律 基本 科目	公 法	統治の基本構造	稲 正樹	2		○		
		基本的人権の基礎	稲 正樹	2		○		
		公法総合 1	三好 充		2	○		
	民 事 法	民法 1 (民法総則)	小林 一俊	2		○		
		民法 4 (不法行為法)	牛山 積	2		○		
		民法 2 (債権法総論)	椿 寿夫		2	○		
		民法 3 (契約法)	佐伯 一郎		2	○		
		商事法入門	山下 丈	2		○		
		会社法 1	山下 丈		2	○		
		民事訴訟法 1	住吉 博	2		○		
		民事訴訟法 2	住吉 博		2	○		
	刑 事 法	刑法 1	花井 哲也	2		○		
刑法 2		花井 哲也		2	○			
刑事訴訟法 1		新屋 達之		2	○			
実務基礎科目		現代弁護士論	久保利 英明	2				○
		法情報調査 ・法文書作成	竹内 淳		2	○		
基礎法学 ・隣接科目		司法制度論	宮澤 節生	2				○
		法理論入門	瀬戸山 晃一		2(集)			○
		法社会学	宮澤 節生		2			○
		日本法史	浅古 弘		2(集)			○
		ヨーロッパ法史	屋敷 二郎		2(集)			○
		アメリカ法入門	宮川 成雄		2			○
展開・ 先端 科目	市民法 務・公 益法務	ジェンダーと法	市毛 由美子		2(集)			○

【夜間主 4 年制 1 年次】

授業科目の名称			担当教授	前期単位	後期単位	必修	選必	選択
法律 基 本 科 目	公 法	統治の基本構造	稲 正樹	2		○		
		基本的人権の基礎	稲 正樹	2		○		
		公法総合 1	三好 充		2	○		
	民 事 法	民法 1 (民法総則)	小林 一俊	2		○		
		民法 4 (不法行為法)	牛山 積	2		○		
		民法 2 (債権法総論)	椿 寿夫		2	○		
		民法 3 (契約法)	佐伯 一郎		2	○		
	刑 事 法	刑法 1	花井 哲也	2		○		
		刑法 2	花井 哲也		2	○		
		刑事訴訟法 1	新屋 達之		2	○		
実務基礎科目		現代弁護士論	久保利 英明	2				○
		法情報調査・法文書作成	竹内 淳					
基礎法学 ・隣接科目		司法制度論	宮澤 節生	2				○

1. 法律基本科目 公法（昼間主・夜間主共通）

科 目	統治の基本構造（前期）	単 位 2
担 当	稲 正樹	
授業内容の概要		
本授業では、「わかりやすさ」を第一の目標として、講義内容を高度のレベルに保ちながら、日本国憲法が基盤にしている立憲主義、民主主義、平和主義の意味を明確にするために、判例と学説を整理して学ぶ憲法解釈論（憲法解釈学）を学習する。あわせて、歴史的考察と比較憲法的な視野も失わずに、また現実の憲法政治がもたらしているさまざまな憲法問題にも可能なかぎり焦点をあてて、科学としての憲法学の立場に立って、憲法総論と統治機構の諸問題を考える。		
授業方法		
受講者がTKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討・学習できるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。参考文献、関連判例の事前学習を必須とする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 憲法の基本原理		
第2回 日本憲法の展開		
第3回 平和主義		
第4回 平和主義		
第5回 国民主権		
第6回 代表と選挙		
第7回 国会		
第8回 国会		
第9回 内閣		
第10回 内閣		
第11回 裁判所		
第12回 裁判所		
第13回 地方自治		
第14回 地方自治		
第15回 期末試験		
教科書		
長谷部恭男ほか編『ケースブック憲法』弘文堂		
参考書		
小林武『法曹への憲法ゼミナールー同時代を解く』法学書院		
樋口陽一『憲法1（現代法律学全集2）』青林書院		

1. 法律基本科目 公法（昼間主・夜間主共通）

科 目	基本的人権の基礎（前期）	単 位 2
担 当	稲 正樹	
授業内容の概要		
本授業では、「わかりやすさ」を第一の目標として、講義内容を高度のレベルに保ちながら、日本国憲法の保障する基本的人権の意味を明確にするために、判例と学説を整理して学ぶ憲法解釈論（憲法解釈学）を基本とする。あわせて、歴史的考察と比較憲法的な視野も失わずに、また現実の憲法政治がもたらしているさまざまな人権問題にも可能なかぎり焦点をあてて、科学としての憲法学の立場に立って、人権総論と人権各論の諸問題を考える。		
授業方法		
受講者がTKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討・学習できるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。参考文献、関連判例の事前学習を必須とする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1～3回 基本的人権総論		
第4回 基本的人権と「公共の福祉」		
第5回 幸福追求権と自己決定権		
第6回 平等原則一法の下での平等と「合理的差別」 選挙権		
第7回 思想・良心の自由 信教の自由と政教分離原則 学問の自由と教育の自由		
第8回 表現の自由と「優越的地位」の理論 表現の自由各論		
第9回 表現の自由各論		
第10回 経済的自由権		
第11回 生存権		
第12回 学習権と教育権		
第13回 労働権と労働基本権		
第14回 人身の自由と適正手続保障		
第15回 期末試験		
教科書		
長谷部恭男ほか編『ケースブック憲法』弘文堂		
参考書		
小林武『法曹への憲法ゼミナールー同時代を解く』法学書院		
樋口陽一『憲法1（現代法律学全集2）』青林書院		

1. 法律基本科目 公法（昼間主・夜間主共通）

科 目	公法総合 1（後期）	単 位 2
担 当	三好 充	
授業内容の概要		
基礎科目としての公法総合 1（行政法の基礎）は、法学未修者を対象としており、未修者が 2 年次以降において行政法等に関する基幹及び展開科目を履修するに際して必要と思われる、最低限度の行政法の基礎知識を提供することを目的とする。 ところで、行政法は憲法や民法等の法分野とは異なり、基本となる法典を有しない。しかし、行政に関する法は無数に存在する。行政法を学ぶことは、これらのすべての法をフォローすることではない。これらの法の根底にある基本的な原理・原則を修得することである。しかし、いままでに蓄積されてきたこれらの原理・原則のすべてが必ずしも妥当性を持っているとは言えない。その点についての問題提起をしながら、本講義をすすめてゆきたい。		
授業方法		
T K C 教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれらを前提として双方向・多方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
第 1 回 行政と行政法 第 2 回 行政の担い手とそのしくみ 第 3 回 法と行政 第 4 回 法治行政の原理の例外 第 5 回 行政過程における私人の地位と行為 第 6 回 行政手続と法 第 7 回 行政による活動基準の設定 第 8 回 行政活動の法形式 - 行政行為- 第 9 回 非権力的活動方式 - 行政指導と行政上の契約- 第 1 0 回 行政上の業務履行確保 第 1 1 回 国家補償の法的しくみ 第 1 2 回 行政の不当・違法をただす手続き - 不服申立- 第 1 3 回 行政の違法をただす手続き 第 1 4 回 行政の違法をただす手続き - 行政事件訴訟法- 第 1 5 回 期末試験		
参考書		
原田尚彦『行政法要論』（全訂第 5 版）学陽書房		

2. 法律基本科目 民法法（昼間主・夜間主共通）

科 目	民法 1（民法総則）（前期）	単 位 2
担 当	小林 一俊	
授業内容の概要		
民法典のいわゆる「総則」部分を学習する。日本の民法典は、全体として、具体的な各事項に共通するルールを「総則」という形でくくって総則部分を設けるという論理的な形式がとられている（いわゆるパンデクテンシステム）。民法「第一編 総則」は、民法全体の通則にあたる、抽象的なエッセンス部分であるといえよう。そこで極力、判例や具体例を素材としながら、総則の分野を具体的に学ぶことを目的とする。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料（主として判決文）などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。また授業終了後には適宜復習のための小レポートを与え、その結果をもとに理解度の検証を行うこともある。教室外での質疑応答については、オフィスアワーや教育支援システムに設置される電子掲示板を活用し、教員－受講者のみならず、受講者相互の議論を継続的に行えるようにする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度、小レポートと、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第 1 回 民法総論		
第 2 回 主体たる人の起点と終点		
第 3 回 「能力」		
第 4 回 法人		
第 5 回 物		
第 6 回 法律行為と意思表示の基礎		
第 7 回 意思形成に瑕疵がある場合		
第 8 回 契約内容に法的保護が与えられない場面		
第 9 回 代理制度		
第 1 0 回 無権代理		
第 1 1 回 無権代理行為の相手方保護の制度		
第 1 2 回 時効総論		
第 1 3 回 消滅時効		
第 1 4 回 取得時効		
第 1 5 回 期末テスト		
教科書		
内田貴『民法Ⅰ（第 2 版補訂版）』東京大学出版会		
参考書		
道垣内弘人『ゼミナール民法入門(第 2 版)』日本経済新聞社		
野村豊弘『民事法入門(第 2 版補訂 2 版)』有斐閣		
米倉明『プレップ民法(第 3 版増補版)』弘文堂		

2. 法律基本科目 民事法（昼間主・夜間主共通）

科 目	民法 4（不法行為法）（前期）	単 位
		2
担 当	牛山 積	
授業内容の概要		
人は、生活の中で、事故や予期しない出来事によって損失を受けたり利益を得たりして財産関係に影響を受けることがある。こうした場合に備えて、民法は、契約によらない特別な債権関係を発生させる制度を規定している。（１）ある者が他人の財産についてその利益を守るために義務なくしてその財産の管理を始めた場合に債権を発生させる「事務管理」、（２）財産上の不当な損失を受けた者が存在し、（a）その損失によって他方に不当に利得をしている者がいる場合に債権を発生させる「不当利得」、（b）その損失が違法な原因に基づく場合に債権を発生させる「不法行為」、の３種類である。本講座では、学習効果の観点から、不法行為、事務管理、不当利得の順に取り上げる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する判例文献・資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの５段階による。		
授業計画		
第 1 回 オリエンテーション／不法行為（１） 第 2 回 不法行為（２）過失論② 第 3 回 不法行為（３）権利侵害と違法性 第 4 回 不法行為（４）因果関係論 第 5 回 不法行為（５）不法行為の効果 第 6 回 不法行為（６）差止請求権 第 7 回 不法行為（７）損害賠償請求権行使の期間制限 第 8 回 不法行為（８）使用者責任と公権力の行使に基づく責任 第 9 回 不法行為（９）土地工作物責任と営造物責任 第 1 0 回 不法行為（10）複数人による不法行為 第 1 1 回 不法行為（11）取引関係における不法行為 第 1 2 回 不法行為（12）不法行為制度の目的と機能 第 1 3 回 事務管理 第 1 4 回 不当利得 第 1 5 回 期末試験		
教科書		
内田貴『民法Ⅱ・債権各論』東京大学出版会、吉村良一『不法行為法(第2版)』有斐閣 吉田克己『現代市民社会と民法学』日本評論社		
参考書		
澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為(第3版)』有斐閣 前田達明『民法Ⅵ2(不法行為法)』青林書院、平井宣雄『債権各論Ⅱ 不法行為』弘文堂 幾代通＝徳本伸一『不法行為法』有斐閣、森島昭夫『不法行為法講義』有斐閣 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為』青林書院、潮見佳男『不法行為法』信山社 加藤雅信『新民法大系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為』有斐閣 広中俊雄『債権各論講義(第6版)』有斐閣 山田卓生編集代表『新・現代損害賠償法講座 全6巻』日本評論社 遠藤浩編『基本法コンメンタール・債権各論Ⅱ(第4版)』日本評論社 篠塚昭次＝前田達明編『新判例コンメンタール 第1巻～第9巻』三省堂 道垣内弘人『ゼミナル民法入門(第2版)』日本経済新聞社 野村豊弘『民事法入門(第2版補訂2版)』有斐閣 米倉明『プレップ民法(第3版増補版)』弘文堂		

2. 法律基本科目 民法法（昼間主・夜間主共通）

科 目	民法 2（債権法総論）（後期）	単 位 2
担 当	椿 寿夫	
授業内容の概要		
民法 2 は、契約などによって発生した債権の内容・効力・移転などを取り扱うので、1 年次前期における契約法の履修が望ましいが、並行する形で授業を進めていく。ただ、他学部卒業生など法学専攻者ではない受講者が多数のようだから、最初はごく易しいレベルから出発する。進むにつれて、また、各回それぞれにおいても、急速にレベル・アップするつもりである。十分な予習を強く望む。		
授業方法		
受講者は、9 月の第 1 回授業の開始より前に椿『民法（財産法）2 5 講〔第 2 版補訂版〕』（有斐閣双書）第 6 刷以後を、まず通読。つぎに、同書の第 2 講・第 1 4 講～第 1 8 講ならびに契約法に関する第 5 講～第 1 3 講を、少し入念に読む（法学部の卒業生ないし法学部提供民法の既習者はここまでの作業の省略可）。そして、椿「First Lessons in 債権総論」（法学セミナー 5 7 6 号以下、連載中）のコピー（大学からの配付は現時点では不詳）を毎回、下記授業計画に合わせて読んだ上で持参すること。 判例は、椿・新美共同監修（有斐閣）のケース・ブック（これまでの『財産法新判例〔第 2 版〕』を、2 0 0 4 年版から相当大規模に増補ならびに差し替えを行い書名も改称する）の債権総論の箇所を使い、さらに、本書刊行後の最新判例や非収録判例で必要なものはコピーを配付する。判例のマスターは、法科大学院教育においてはとりわけ重要であるから、よく読んで習熟しなければならない。法学部の卒業生ないし民法既習者に対しては、とくに初期には、概要や論点などを授業時に任意指名して説明させる予定。		
成績評価の方法		
最終回の試験により 3～4 段階の評価点を出す。途中で 1 回から複数回行う小テスト（採点につき若手教員の援助を得られないときは 1 回）の結果を加味する。		
授業計画		
第 1 回	債権総論への入り口	
第 2 回	給付の種類・態様と債権の目的	
第 3・4 回	弁済などによる債権の消滅	
第 5 回	債権の効力	
第 6・7 回	債務不履行	
第 8・9 回	債権者代位権と詐害行為取消権	
第 1 0 回	多数当事者の債権・債務	
第 1 1 回	保証	
第 1 2 回	債権譲渡・弁済者代位	
第 1 3 回	債務引受・契約引受（契約譲渡）	
第 1 4 回	「まとめ」の簡単な報告	
第 1 5 回	期末テスト	
教科書		
内田貴『民法Ⅲ（第 2 版）』東京大学出版会		
椿寿夫『民法（財産法）2 5 講（第 2 版補訂 2 版）』有斐閣双書		
参考書		
道垣内弘人『ゼミナール民法入門（第 2 版）』日本経済新聞社		
野村豊弘『民事法入門（第 2 版補訂 2 版）』有斐閣		
米倉明『プレップ民法（第 3 版増補版）』弘文堂		

2. 法律基本科目 民事法（昼間主・夜間主共通）

科 目	民法 3（契約法）（後期）	単 位 2
担 当	佐伯 一郎	
授業内容の概要		
この授業は民法典の債権各論の中の第 3 編 2 章の「契約」の部分を対象とする。 我々は日常生活するに際し、契約と無縁ではありえない。電車に乗るのも、本を買うのも、レストランで食事をするのも、銀行に預金をするのも、アルバイトをするのも、アパートを借りるのもすべて契約行為である。 このように契約には様々なものがあるが、この授業では、契約総論と民法の定める典型契約を中心にその具体的内容の理解を深めるとともに、判例等を素材にして現実には紛争となった場合の問題解決方法を学ぶことを目的とする。		
授業方法		
民法典の体系に沿って行う講義形式の授業とするが、毎回、重要な判例等を指定し、当該判例について、事実関係、他の判例・学説との関連・当該判例の評価等について討論する機会をもつこととする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における平常点と期末試験の成績とを総合評価する。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
	第 1 回	契約の意義と種類および契約の成立
	第 2 回	契約の効力と契約の終了
	第 3 回	贈与と売買（1）
	第 4 回	売買（2）
	第 5 回	売買（3）
	第 6 回	消費貸借
	第 7 回	使用貸借と賃貸借（1）
	第 8 回	賃貸借（2）
	第 9 回	賃貸借（3）
	第 10 回	賃貸借（4）
	第 11 回	雇用
	第 12 回	請負
	第 13 回	委任・寄託
	第 14 回	組合
	第 15 回	定期試験
教科書		
内田貴『民法Ⅱ』東京大学出版会		
参考書		
道垣内弘人『ゼミナール民法入門(第 2 版)』日本経済新聞社		
野村豊弘『民事法入門(第 2 版補訂 2 版)』有斐閣		
米倉明『プレップ民法(第 3 版増補版)』弘文堂		

2. 法律基本科目 民法法（昼間主・夜間主3年制）

科 目	商事法入門（前期）	単 位
		2
担 当	山下 丈	
授業内容の概要		
法学初学者を対象に、本格的に商法を学ぶための入門講座として、商法の全体像を理解し、商事法の解釈に必要な視点のおき方を身に付けることを目的とする。前半では商法総則・商取引法に関する諸問題を取りあげ、判例・設例を用いて、紛争当事者のおかれる状況を正確にとらえ、その紛争解決に対して求められる基本的な視点を身に付ける。後半は、企業活動の一連の流れを追いながら、会社の設立や運営、企業取引をめぐって生じる、さまざまな問題点を概括的な理解を目指す。株式会社の基本構造についてもとりあげたい。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な設問を提示し、同時に関連資料・参考文献を指示することにより、事前に問題点を検討させる。当日は質疑討論を中心にしながら、簡単な解説も交え、テーマに対する理解を深めさせる。		
成績評価の方法		
授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時に不定期にリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
	第 1 回	商法の全体構造
	第 2 回	企業と消費者
	第 3 回	商人と商行為
	第 4 回	商人の営業（1）
	第 5 回	商人の営業（2）
	第 6 回	商人の営業（3）
	第 7 回	商人の営業（4）
	第 8 回	企業（1）
	第 9 回	企業（2）
	第10回	企業（3）
	第11回	企業（4）
	第12回	株式会社制度（1）
	第13回	株式会社制度（2）
	第14回	有価証券法総論
	第15回	期末試験
参考書		
江頭憲治郎、山下友信『商法(総則商行為)判例百選』別冊ジュリスト(No.164)		
江頭憲治郎著『商取引法』法律学講座双書 弘文堂		
岸田雅雄著『ゼミナール商法総則・商行為法入門』ゼミナールシリーズ 日本経済新聞社		

2. 法律基本科目 民法法（昼間主・夜間主3年制）

科 目	会社法 1（後期）	単 位 2
担 当	山下 丈	
授業内容の概要		
株式会社法の題材として、主として経営に関与する諸機関の役割について検討する。商事法入門で習得した知識を前提に、制度の意義、機能を認識するため、判例等を基礎とした事例分析を通じて、運用面における問題点を検討する。なお、会社法は、平成17年には全面改正が予定されているため(弥永真生他編著『ゼミナール会社法現代化』商事法務平成16年)、下記の講義計画は改定作業の進捗状況に合わせて変動する予定である。		
成績評価の方法		
授業への積極的参加の程度と、期末試験によって評価する。授業時に不定期にリアクションペーパーを要求することもある。成績はA・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
1：株主総会の運営（1）		
2：株主総会の運営（2）		
3：株主総会と取締役		
4：取締役会・代表取締役の権限と経営意思		
5：執行役制度		
6：取締役会による経営監督（モニタリング）		
7：監査役・会計監査人の権限と機能		
8：株主の監督是正権・株主代表訴訟		
9：取締役の義務・権限（1）		
10：取締役の義務・権限（2）		
11：経営機関の責任（1）		
12：経営機関の責任（2）		
13：設立手続		
14：設立中の会社、開業準備行為		
15：期末試験		
参考書		
江頭憲治郎『株式会社・有限会社法[第3版]』有斐閣、平成16年		
岸田雅雄『ゼミナール会社法入門[第5版]』日本経済新聞社、平成15年		

2. 法律基本科目 民事法（昼間主・夜間主3年制）

科 目	民事訴訟法 1（前期）60 分授業 30 回	単 位
		2
担 当	住吉 博	
授業内容の概要		
民事訴訟教科群の一環として狭い意味での民事訴訟手続きにかかわる法解釈論が対象となる「民事訴訟法」を開講する。そしてこれを「民事裁判の法理構造」と「民事裁判の手続構成」の二部分に分け、前者が民事訴訟法 1 の授業内容である。なおそのほか、別に開講される「証拠と事実認定」も民事裁判に直接の関連をもつ教科である。 民事訴訟法 1 は、実体法裁判規範が民事訴訟手続の構造をいかに形作っているかを日本の民事訴訟に即して理解させる授業となる。法と権利について裁判の観点から把握すること、そして証明責任規範のはたらきを理解することなどが主たる目標である。さらにこの授業が民事司法教科群（民事訴訟 1 および 2 の他、「証拠と事実認定」、「執行と保全」および「倒産処理」）最初に位置する授業であることにかんがみ、民事司法の概念および作用範囲についての入門的講義をこの授業の冒頭に挿入する。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムを活用して、受講者が事前に勉学の準備を整えることができるようにはかり、教室においてはなるべく双方向の授業進行を試みることにより、専門的タームの確実な理解と実務の現状批判に必要な理論認識を得させる。		
成績評価の方法		
期末試験を筆試験（論文作成と択一）の形式で行う。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。出席および授業中の発言をも評価の判断資料とする。		
授業計画		
第 1 回 民事司法の中の民事訴訟		
第 2 回 各種の民事司法手続		
第 3 回 裁判と法		
第 4 回 民事司法と法律学		
第 5 回 <民事司法がかかわり合う権利>と権利一般		
第 6 回 民事司法と法律家職能		
第 7 回 「訴訟」と「非訟」 その 1		
第 8 回 「訴訟」と「非訟」 その 2		
第 9 回 紛議決着と当事者自治		
第 10 回 手続の形で現象する訴訟		
第 11 回 裁判権と管轄権		
第 12 回 <法律上の争訟> 民事訴訟の対象事案		
第 13 回 本案判決		
第 14 回 本案判決による救済と実体権		
第 15 回 訴訟上の請求		
第 16 回 訴訟上の請求の合理性		
第 17 回 「権利保護の資格」／「訴えの利益(即時確定の利益)」／当事者適格		
第 18 回 訴訟物論の再検討		
第 19 回 既判力		
第 20 回 既判力の主体的範囲		
第 21 回 分割訴訟と既判力		
第 22 回 請求の基礎		
第 23 回 定期全賠償＝民事訴訟法 117 条		
第 24 回 主張責任と立証責任(証明責任)		
第 25 回 立証(証明)責任規範の理解		

第 26 回 証明責任分配問題の典型例

第 27 回 抗弁の概念

* 別に授業時間中に中間試験を行う。

* 時間に余裕が生じれば、復習や最新の論題検討に当てる。

参考書

『基本法コンメンタール 新民事訴訟法 1, 2, 3』日本評論社

『別冊ジュリスト 民事訴訟法判例百選』第 3 版 有斐閣

2. 法律基本科目 民事法（昼間主・夜間主3年制）

科 目	民事訴訟法 2（後期）60 分授業 30 回	単 位 2
担 当	住吉 博	
授業内容の概要		
民事司法教科群の一環として、狭い意味での民事訴訟手続にかかわる法解釈論を対象とした教科を開講する。これが「民事裁判の法理構造」と「民事裁判の手続構成」の二部に分けられ、巧者が民事訴訟法 2 の授業内容となる。なお、「証拠と事実認定」も別建ての科目として開講されることになっている。 民事訴訟法 2 では、手続としての主要トピックスをほぼ訴訟の進行に沿ってとりあげる。「法的手続」の意義、通常手続と簡易手続、訴訟当事者、訴訟審理、訴訟にかかわる代理、共同訴訟、訴訟参加、上訴そして＜裁判によらない紛議処理＞など。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムを活用して、受講者が事前に勉学の準備を整えることができるようにはかり、教室においてはなるべく双方向の授業進行を試みることにより、専門的タームの確実な理解と実務の現状批判に必要な理論認識を得させる。		
成績評価の方法		
期末試験を筆記試験（論文作成と択一）の形式で行う。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。出席および授業中の発言をも評価の判断資料とする。		
授業計画		
第 1 回	民事訴訟の手続を構成する三段階	
第 2 回	特別の手続形態	
第 3 回	手続規定の遵守/訴訟記録	
第 4 回	訴え提起	
第 5 回	訴えの変更手続／訴訟記録	
第 6 回	訴えの適法性審理	
第 7 回	訴訟当事者	
第 8 回	訴訟手続の代理人	
第 9 回	訴訟審理の進行	
第 1 0 回	本案審理／口頭弁論	
第 1 1 回	弁論主義の手続原則	
第 1 2 回	「争点及び証拠の整理手続」	
第 1 3 回	釈明作用／裁判所主導の事案構成	
第 1 4 回	二当事者対立構造／共同訴訟	
第 1 5 回	共同訴訟の成立	
第 1 6 回	共同訴訟の審理／選定当事者	
第 1 7 回	訴訟参加	
第 1 8 回	訴訟承継／手続の中断と受継	
第 1 9 回	裁判にあり得る誤謬／上訴・異議	
第 2 0 回	控訴審	
第 2 1 回	上告審	
第 2 2 回	再審訴訟	
第 2 3 回	裁判によらない訴訟の完結	
第 2 4 回	訴訟上の和解手続	
第 2 5 回	訴えの取下げ	
第 2 6 回	請求の放棄／請求の認諾	

- * 別に授業時間中に中間試験を行う。
- * 時間に余裕が生じれば、復習や最新の論題検討に当てる。

受講者は下記の基本参考文献を常備していること。

『基本法コンメンタール 新民事訴訟法 1, 2, 3』(計3冊) 日本評論社
『別冊ジュリスト 民事訴訟法判例百選』第3版 有斐閣

3. 法律基本科目 刑事法（昼間主・夜間主共通）

科 目	刑法 1（前期）	単 位 2
担 当	花井 哲也（夜）、中島 広樹（昼）	
授業内容の概要		
刑罰法規の一般原則、国家刑罰権の限界、犯罪概念などの解釈論的問題を対象とするのが、刑法 1 である。そこで、授業では、刑法に関する基本的原理・概念及び学問的課題・現代的課題を網羅的にとりあげて進める。とくに、わが国の現在の刑法学は、ドイツの目的的行为論を理論的基準とする人的違法論の影響下で、行為無価値と結果無価値の論争状況が刑法学の隅々にまで及んでいる。犯罪を犯す意思である故意の概念、錯誤論、不作為犯の作為義務の根拠、正当防衛状況と正当防衛権の限界、共犯論、未遂論等々で、それぞれ新しい論点が展開されている。かかる刑法学の新しい理論状況を正確に理解できるように、具体的事例や判例等をあげて、以下のような順序で講義する。（なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること）		
授業方法		
T K C 教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑討論も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
第 1 回 国外犯処罰の諸問題		
第 2 回 客観的処罰条件論		
第 3 回 作為犯と不作為犯		
第 4 回 因果関係		
第 5 回 故意		
第 6 回 錯誤		
第 7 回 監督過失		
第 8 回 対物防衛は適法か		
第 9 回 安楽死と尊厳死		
第 1 0 回 責任能力と一般予防論		
第 1 1 回 未遂論		
第 1 2 回 正犯概念		
第 1 3 回 因果的共犯論の検討		
第 1 4 回 罪数		
第 1 5 回 死刑廃止論		
参考書		
大谷 實 新版刑法講義総論(追補版)[2000 成文堂]		
前田雅英 刑法総論講義[第 3 版][1998 東京大学出版会]		
前田雅英 最新重要判例刑法 250[第 4 版][2002 弘文堂]		
犯罪白書[2003 法務省]		
刑法判例百選 I [総論][2003 有斐閣]		

3. 法律基本科目 刑事法（昼間主・夜間主共通）

科 目	刑法 2（後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也（夜）、中島 広樹（昼）	
授業内容の概要		
刑法 2 は、各犯罪類型の解釈を明らかにすることによってその処罰可能な行為、すなわち処罰の範囲を確定することが重要である。最近は、胎児性致死傷、夫婦間レイプ、プライバシー侵害、コンピュータ犯罪など新たな当罰的行為が多く出現している。これは、社会の変化と変動に由来するものである。それにしたがって、学説や判例も多様に動いている。そこで、学説・判例を徹底して整理・検討することが要請されている。そして、一方罪刑法定主義、とくに人権保障との関連から国家刑罰権の限界を模索し、他方社会秩序の維持から法益保護の目的という困難な事態との調和を考慮する必要がある。順序は、個人的法益に対する罪から始めて、社会的法益に対する罪、そして国家的法益に対する罪へと進めて行く。（なお、授業内容や順序等については、変更の可能性があるので注意すること）		
授業方法		
T K C 教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑討論も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
第 1 回 人の出生と刑法 第 2 回 身の代金目的誘拐罪 第 3 回 住居侵入罪 第 4 回 名誉毀損罪 第 5 回 財産的情報と財産罪 第 6 回 奪取罪の保護法益 第 7 回 背任罪 第 8 回 放火罪の問題点 第 9 回 偽造概念と文書の意義 第 1 0 回 コンピュータ関連犯罪 第 1 1 回 プリペイドカード関連犯罪 第 1 2 回 性といせつ犯罪 第 1 3 回 宗教的感情に対する罪 第 1 4 回 公務執行妨害罪の問題点 第 1 5 回 公務員犯罪		
参考書		
大谷實『新版刑法講義各論』（追補版）[2002 成文堂] 前田雅英『刑法各論講義』[第 3 版][1999 東京大学出版会] 前田雅英『最新重要判例刑法 250』[第 4 版][2002 弘文堂] 『犯罪白書』[2003 法務省] 『刑法判例百選Ⅱ[各論]』（第 5 版）[2003 有斐閣]		

3. 法律基本科目 刑事法（昼間主・夜間主共通）

科 目	刑事訴訟法 1（後期）	単 位
		2
担 当	新屋 達之	
授業内容の概要		
刑事訴訟法 1 では、刑事訴訟手続きのうち公訴提起までを扱う。刑事訴訟の構造及び人権保障の下での実体的真実の発見が現行憲法、刑事訴訟法の目的であることの理解を図る。捜査段階の具体的場面における争点については、主に判例の検討によって進める。また、捜査官、弁護人という立場から見ることによって、現実の捜査段階の流れを把握できるように工夫し、さらに、司法改革、裁判員制度の導入により、今後どのように変化していくかについても若干考察を加えたい。		
授業方法		
毎回のテーマを事前に設定し、判例等についても学生が検討していることを前提として、当日は主に質疑討論によって進め、当該テーマに関する理解を深められるようにする。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
第 1 回 刑事訴訟法の意義 第 2 回 訴訟の主体 第 3 回 捜査の意義 第 4 回 任意捜査の限界 第 5 回 逮捕・勾留 第 6 回 逮捕・勾留をめぐる問題点 第 7 回 搜索・押収 第 8 回 搜索・押収をめぐる問題点 第 9 回 検証、鑑定 第 10 回 写真撮影と盗聴 第 11 回 被疑者の取調 第 12 回 被疑者の防御権 第 13 回 接見交通権 第 14 回 公訴の提起		
教科書		
『刑事訴訟法判例百選』（第 7 版）有斐閣 2005 年春に第 8 版刊行予定 『刑事訴訟法の争点』（第三版）有斐閣		
参考書		
福井厚『刑事訴訟法講義』（第二版）法律文化社 2003 年 白取祐司『刑事訴訟法』（第三版）日本評論社 田口守一『刑事訴訟法』（第三版）弘文堂 2001 年		

4. 実務基礎科目（昼間主・夜間主共通）

科 目	現代弁護士論（前期）	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
世界の弁護士の歴史と明治維新における法曹制度から始め、現代の弁護士制度とその現実を検証しつつ、その問題点を学生との議論を通じて明らかとする。この問題点を解決するためには、我が国の法曹の将来像は如何にあるべきかを学生自身の将来像に重ねあわせながら追求し、自己の法曹としての生き方を見極め、法曹としての覚悟を促すように授業を進めていく。33年間の弁護士生活の中で担当教授が、何を考え、何を実行し、何を獲得したかを生の題材として提供しながら学生の自主的かつ積極的な参加を求める。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回	日本の弁護士は現在どのような状況にあるか。	
第2回	前回に続行して、調査結果の発表	
第3・4回	調査結果に基づき、現代の弁護士と弁護士会の抱える問題状況に関する討論。弁護士の自治と弁護士会の在り方も含めて	
第5・6回	現状分析の中から大都市と地方、巨大事務所とブティック型専門事務所、企業法務と人権弁護士、町の弁護士の将来、企業内での弁護士など様々な弁護士の生き方を分類整理する方向で討論する	
第7回	ゲストスピーカーとして典型的な市民弁護士に我が弁護士人生を語っていただき、ともに将来展望を討論	
第8回	ゲストスピーカーとして典型的な企業弁護士をお招きして前回同様のディスカッション	
第9回	ゲストスピーカーとして典型的な公益弁護士に登場して貰い、前回同様のディスカッション	
第10回	班別に米国の弁護士事情、EUの弁護士事情を調査・聴取の結果を発表。日本在住の外国法事務弁護士へのヒアリングを含む	
第11回	前回に続いて調査・聴取の発表継続	
第12回	我が国の弁護士の特殊性を究明するために、歴史的にさかのぼる形で、戦後の弁護士、戦前の弁護士、大正デモクラシー時代の弁護士、明治の弁護士、代言人、自由民権運動家などの状況を調査・発表	
第13回	日本の弁護士と海外の弁護士の差について、事実の整理と差の発生した原因についての討論	
第14回	学生自身が抱くに至った弁護士としての自分の将来像の発表	
参考書		
宮川光治・那須弘平・小山稔・久保利英明編『変革の中の弁護士』上・下 有斐閣		
宮澤節生・池添徳明編著『めざせロースクール、めざせ弁護士』阪急コミュニケーションズ		

4. 実務基礎科目（昼間主・夜間主共通）

科 目	法情報調査・法文書作成（後期）	単 位 2
担 当	柏木 俊彦（昼）、竹内 淳（夜）	
授業内容の概要		
法律実務家の実務技能の基本である、(1)事実・法令等の調査、および(2)法的分析・法的推論の基礎について、民事紛争事例、契約締結事例、刑事事件などの具体的事例を素材とし、主として(a)学生自身に事実関係の整理・分析、必要な法令・判例・学説等の調査を実施させ、さらに、整理・分析および調査の結果を踏まえて、整理メモ・調査メモ・意見書・契約書などの文書を作成させること、ならびに(b)学生が作成した文書などに基づいて教室で議論をすることを通じて理解・修得させる。		
授業方法		
事前に具体的な事例を事情聴取書などの形で学生に示し、授業前に必要な事実整理・調査等を行わせ、かつ、一定の文書を作成させる。教室（1クラス25名程度の少人数クラス）では、主に学生が作成した文書をもとに、事実の分析・整理のあり方および必要な法情報調査等について討論する。必要に応じて一部講義を行う。参考文献は、開講前に参考文献リストを配布するほか、必要に応じて、各授業の前に、関連する参考文献・参考資料等をPDFファイルなどで学生に提供する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度（課題としての文書の提出も含む。）と、学期終了後に提出を要求するレポート（文書作成を含む。）によって評価する。成績は「合／否」による。 なお、課題として各授業前の作成・提出を要求する文書自体の出来・不出来は、評価の対象としない。		
授業計画		
第1回 事実の整理・分析—民事紛争事例		
第2回 民事紛争事例—事実整理メモ1		
第3回 同一法律意見書骨子(法情報調査)		
第4回 同一法律意見書作成(法文書作成)		
第5回 同一訴訟関係文書作成(法文書作成)		
第6回 事実の整理・分析—契約締結事例		
第7回 契約締結事例—事実整理メモ2		
第8回 同一事実整理メモ3		
第9回 同一契約条項案作成(法情報調査)		
第10回 同一契約書案作成(法文書作成)		
第11回 同一契約書作成(法文書作成)		
第12回 刑事事件における調査・分析・整理		
第13回 自白の任意性・信用性—調査メモ1		
第14回 犯人識別供述の信用性—調査メモ2		
第15回 情況証拠—調査メモ3		
参考書		
加賀山茂、松浦好治『法情報学』（第2版）有斐閣		
名古屋ロイヤリング研究会『実務ロイヤリング講義』民事法研究会		
青山善充、伊藤眞編『民事訴訟法の争点』（第3版）有斐閣		
司法研修所編『紛争類型別の要件事実』法曹会		
三井誠ほか編『新・刑事手続Ⅲ』悠々社		
松尾浩也、井上正仁編『刑事訴訟法の争点』（第3版）有斐閣		

5. 基礎法学・隣接科目（昼間主・夜間主共通）

科 目	司法制度論（前期）	単 位 2
担 当	宮澤 節生	
授業内容の概要		
この授業の主目的は、法学部出身者以外の者による履修を想定して、日本の司法制度の基本構造を概観し、以後履修する諸科目の相対的位置づけに対する理解を促進することにある。ただし、司法制度の初学者は、司法制度以外の法機関や、法規範の基本構造についても理解を欠くと考えられるので、この授業は、実際には、法規範と法機関の全体、すなわち法システムの全体を概観するものとなっている。法社会学的アプローチを採用し、法システムの主要構成要素に関する実証的知見を用いるが、「法社会学」とは異なり、理論的分析には立ち入らない。		
授業方法		
T K C 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などの原文を事前に提供し、授業当日は主として、それらの予習を踏まえた質疑討論に時間を割くことにより、各回のテーマに関する理解を能動的に深めるように努力する。また、とくに法規範の構造に関しては、学生に対して、一定のテーマに関する立法と判例と自ら検索するなどの実習課題も課する予定である。この部分は、1 年次前期開始直前の「オリエンテーション」を引き継ぎ、1 年次後期の「法情報調査・法文書作成」につながるものでもある。また、授業時間外に裁判傍聴を行う課題を課すことも、予定している。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
第 1 回 プロローグー司法制度改革審議会『意見書』の現状認識と改革提案ー 第 2 回 国の立法機関（1）ー政策の検討から法案作成までー 第 3 回 国の立法機関（2）ー法案審議から法律の公布までー 第 4 回 地方自治体の立法機関 第 5 回 国の行政機関（1）ー内閣ー 第 6 回 国の行政機関（2）ー省庁その他の諸機関ー 第 7 回 地方自治体の行政機関 第 8 回 民事紛争処理（1）ー自主的解決と A D Rー 第 9 回 民事紛争処理（2）ー公式裁判の過程ー 第 1 0 回 犯罪の捜査と訴追 第 1 1 回 刑事裁判 第 1 2 回 最高裁判所と最高裁判所事務総局 第 1 3 回 弁護士と準法曹 第 1 4 回 司法制度改革審議会『意見書』再訪 第 1 5 回 期末試験		
教科書		
塚原英治・宮川光治・宮澤節生編『プロブレムブック法曹の倫理と責任(下)』現代人文社		
参考書		
渡部保夫・他『テキストブック現代司法 第 4 版』日本評論社 2003 年の 5 刷 市川正人・他『現代の裁判 第 2 版補訂』有斐閣 2003 年		

5. 基礎法学・隣接科目（昼間主・夜間主3年制）

科 目	法理論入門（後期集中講義）	単 位
		2
担 当	瀬戸山 晃一	
授業内容の概要		
現代日本の法の解釈や政策を批判的かつ多角的な視点から据え分析する知的枠組みとして、法をめぐる様々な議論の背景にある理論やアプローチの特質と違いを概観し、理論と実践を結びつけることのできる柔軟な思考能力を養うことを目的とする。毎回授業の前半で、その授業で取り上げる法理論のアプローチの特質と分析ツールについて講義し、後半ではそれぞれ異なった法理論アプローチを具体的事例（立法・法令・判例）に適用してみた場合、その帰結や処理などにどのような違いが出るのかを考える。		
授業方法		
毎回の授業で取り上げる法理論・アプローチに関する文献・資料を予め指定し受講生に読んできてもらい、授業のはじめにその概要を講義したうえで、主として討論形式によって当該法理論・アプローチに関する理解を深めるとともに、その実践的含意が明確になるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回到業における能動的参加の程度と、レポートの総合評価によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 法理論とは何か 第2回 法と道徳・社会規範 第3回 リアリズム法学 第4回 リバタリアニズム 第5回 リベラリズム 第6回 法と経済学理論と合理的選択理論・ゲーム理論 第7回 行動心理学的法の経済分析理論 第8回 コミュニタリアニズム 第9回 批判的法学理論 第10回 フェミニズム法理論 第11回 社会的システム理論 第12回 自己決定権と法的パターンリズム理論 第13回 具体的適用1：公法上の問題 第14回 具体的適用2：私法上の問題 第15回 まとめ		
教科書		
平野・亀本・服部著『法哲学』有斐閣アルマ（2002年）		
使用教材		
概ね以下の文献の中から関連箇所を抜粋して使用 ・川本隆史『現代倫理学の冒険者』創文社(1995年) ・D.ケリアス編『政治としての法ー批判的法学入門ー』松浦・松井編訳、風行社(1991年) ・M.サンデル『自由主義と正義の限界(2版)』菊池訳、三嶺書房(1999年) ・田中成明編『現代理論法学入門』法律文化社(1993年) ・中山竜一『二十世紀の法思想』岩波書店(2000年) ・林田清明『法と経済学』信山社(1997年) ・平野・亀本・服部『法哲学』有斐閣アルマ(2002年) ・福井康太『法理論のルーマン』勁草書房(2002年) ・M.ホーウィッツ『現代アメリカ法の歴史』樋口訳、弘文堂(1996年) ・C.マッキノン・A.ドウォーキン『ポルノグラフィと性差別』中森・森田訳、青木書店(2002年) ・森村進『財産権の理論』弘文堂(1995年)		

5. 基礎法学・隣接科目（昼間主・夜間主3年制）

科 目	法社会学（後期）	単 位 2
担 当	宮澤 節生	
授業内容の概要		
法社会学は、法システムの作動とその社会的コンテクストとの相互作用に関する、理論的知識の蓄積を志向した実証的社会科学である。この授業ではとくに、当事者の社会成層上の地位による法システムへのアクセスの構造的格差に注目し、司法制度や法専門職がその格差を是正しようように存在しているかどうかを分析する。その目的は、法曹志望者に対して、法システムと法専門職のあり方に関する批判的考察の機会を与えることにある。なお、別に「刑事政策」が開講されるので、この授業では民事分野（行政を含む）に限定する。		
授業方法		
T K C 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などの原文を事前に提供し、授業当日は主として、それらの予習を踏まえた質疑討論に時間を割くことにより、各回のテーマに関する理解を能動的に深めるように努力する。（日本語で適切な実証研究が存在しない場合には、英語文献を使用することもありうる。）		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第 1 回 政治過程としての法過程 第 2 回 社会成層と法の動員 第 3 回 説明としての文化 第 4 回 社会成層と立法過程へのアクセス 第 5 回 社会成層と行政過程へのアクセス 第 6 回 民事紛争のプロセス・モデルと紛争処理の法化の要因 第 7 回 訴訟による権利形成の条件 第 8 回 訴訟選択率に関する比較法社会学的論争 第 9 回 裁判所の内部統制 第10回 社会成層と弁護士アクセス 第11回 紛争当事者への財政支援とインセンティブ 第12回 司法制度改革への理論的視点ーリベラリズムと共同体論ー 第13回 司法制度改革審議会『意見書』の法社会学（1） 第14回 司法制度改革審議会『意見書』の法社会学（2） 第15回 期末試験		
参考書		
宮澤節生『法過程のリアリティー法社会学フィールドノート 法学の泉』信山社		

5. 基礎法学・隣接科目（昼間主・夜間主3年制）

科 目	日本法史（後期集中講義）	単 位
		2
担 当	浅古 弘	
授業内容の概要		
この講義は、将来法律家となる者が、現在の法律を解釈・適用するだけでなく、現代の日本法をより深く理解し、歴史的な法の発展方向をも見極めることができる能力を身につけることを目標とする。そのため講義は、必ずしも体系的概説を目的とせず、日本における司法制度（裁判、法学教育あるいは法曹など）の近代化の過程を基軸に、具体的事例を素材として、その歴史と現状および憲法・民法・刑法などの主要な法領域における近代法諸原則の受容と定着について講じる。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、事前に教場で取り上げるトピックについての参考資料・参考文献などを掲示し、教場では質疑討論によって課題についての理解を深めるように努める。		
成績評価の方法		
成績は、教場での講義参加に対する評価とレポートとの総合評価とする。		
授業計画		
第 1 回 近代を考える―安政の諸条約の締結と領事裁判― 第 2 回 江藤新平の司法制度改革 第 3 回 裁判所の設置 第 4 回 法曹の誕生と法学教育 第 5 回 憲法の制定と司法権の独立 第 6 回 罰刑法定主義の展開と刑法 第 7 回 刑事手続と司法文化 第 8 回 陪審法の導入と停止 第 9 回 近代的所有権と土地 第 10 回 不法行為責任の発生 第 11 回 契約と日本人の法意識 第 12 回 紛争解決と裁判 第 13 回 法典論争と民法典 第 14 回 「家」制度と家族 第 15 回 「司法制度改革」の歴史的意義		
使用教材		
日本法制史の体系的理解を助けるために、牧英正・藤原明久編『日本法制史』青林書院をテキストとして指定する。 一般的参考書としては、我妻栄代表編集『日本政治裁判史録』第一法規、石井良助監修『近代日本法律司法年表』第一法規、石井良助『明治文化史 法制編』原書房、林屋礼二/石井紫郎/青山善充編『図説・判決原本の遺産』信山社、我妻栄代表編集『旧法令集』有斐閣を挙げておく。		

5. 基礎法学・隣接科目（昼間主・夜間主3年制）

科 目	ヨーロッパ法史（後期集中講義）	単 位 2
担 当	屋敷 二郎	
授業内容の概要		
明治日本が近代体系を作り上げる際に継受したのはヨーロッパ法である。したがって、現行法の骨格をなしているのは近代ヨーロッパ法であり、現行法や法制度を深く理解するにはヨーロッパにおける法の歴史を知ることが大切である。また、統合を進めつつあるヨーロッパがその共通法を作るうえで重視しているのは過去の法的伝統であり、その意味で、ヨーロッパ法史を学ぶことは、EU法を理解するうえでも重要である。さらに、そのような事情をいっさい無視するとしても、高度で専門的な、それゆえに世界各地で継受された近代ヨーロッパ法がどのような歴史的条件と歩みのうちに成立したのかを学ぶことは、それだけで知的な刺激をもたらすものであり、法をつかさどる専門人にとって不可欠の教養といえる。この授業では、日本とヨーロッパにおける法とそのあり方を歴史的に深く理解することを目指すとともに、豊かな法的教養を与えることを目的とする。		
授業方法		
テキストの予習を前提とし、資料や参考文献などを素材として、質疑や討論を中心として、考える力と素材を読み込み、問題を発見する能力の涵養に務める。		
成績評価の方法		
テキストをあらかじめ読んだうえで授業に出席し、資料や討論によって知識と理解を深めることをめざすので、出席と討論への参加を重視する。併せて、レポートを課し、理解度と資料調査能力、論理性と文章力及び説得力を中心に考察し、総合的に評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第 1 回 ローマ市民法の世界 第 2 回 古典期ローマ法曹と法学 第 3 回 古ゲルマンの法と社会 第 4 回 部族法典とユスティニアヌス法典 第 5 回 封建社会の法—理念と現実 第 6 回 中世ローマ法学 第 7 回 カノン法学 第 8 回 ローマ法の継受とローマカノン法訴訟 第 9 回 身分制社会と紀律化 第10回 自然法論とパンデクテンンの現代的慣用 第11回 啓蒙主義と法典編纂 第12回 歴史法学とパンデクテン法学 第13回 近代私法学と公法学 第14回 近代法体系の完成とその揺らぎ 第15回 EU法への歩み		
教科書		
勝田有恒・森征一・山内進編『西洋法制史概説』ミネルヴァ書房		
参考書		
ピーター・スタイン、屋敷二郎監訳『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2003 年		

5. 基礎法学・隣接科目（昼間主・夜間主3年制）

科 目	アメリカ法入門（後期）	単 位 2
担 当	宮川 成雄	
授業内容の概要		
この講義科目は、アメリカ公法分野の3つの特徴ある法制度を扱う。第一は司法審査制であり、1803年のマーベリー対マディソン判決により成立したといわれるこの制度の歴史的淵源と、ニュー・ディール期における最高裁判所と大統領との対立、また個人の基本権の保障に関する現在の最高裁判所の判例について論じる。第2は連邦制であり、連合規約と対比した合衆国憲法の連邦制の特徴、連邦権限と州権の関係、プリエンプション法理を扱い、現在の最高裁判所にみられる州主権論の特徴をも検討する。第3は、アメリカ法における国際法の一般受容の法制度枠組みである。すなわち、アメリカ法と国際法との関係についてイギリスとは異なる法枠組みをとることになった歴史的淵源と、現代における条約締結権の後退と議会行政協定の多用、また国際人権法のアメリカ法への影響について検討する。		
成績評価の方法		
成績は、教場での学生の授業参加に対する評価と、学期末試験の評点を総合的に勘案して決定する。		
授業計画		
1. 司法審査制の形成と歴史的背景 2. ニュー・ディール期の司法審査の展開 3. 1937年の判例変更と連邦最高裁 4. 二重の審査基準の萌芽 5. 現代の連邦最高裁と個人の基本権の保護 6. 連邦制の形成と二つの憲法 7. 連邦権限の州権との関係 8. 連邦法の優越とプリエンプション 9. 連邦権限の拡大と必要適切条項 10. 連邦権限の拡大と州際通商条項 11. 現代の州主権論と連邦最高裁 12. アメリカ法と国際法との関係 13. 条約の実施と連邦権限の拡大 14. 条約締結権の後退と議会行政協定の台頭 15. 人権条約のアメリカ法への影響		
使用教材		
参考書としては、田中英夫『英米法総論上・下』（東京大学出版会）他、アメリカ法入門に関する図書を用いるが、特に講義テーマに関連する重要判例については、英語の判決原文を担当者が適宜集成して、授業資料として利用する予定である。		

6. 展開・先端科目 市民法務・公益法務（昼間主・夜間主3年制）

科 目	ジェンダーと法（後期集中講義）	単 位
		2
担 当	市毛 由美子	
授業内容の概要		
男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21 世紀の最重要課題であり(男女共同参画社会基本法前文)、司法の場も例外ではない。ジェンダー(社会的に作られた性差)は、子供の頃からの家庭生活・学校生活を通じて無意識的に刷り込まれているため、多くの人はそれが固定観念や偏見であることに気付かないまま社会人となってしまう。しかし、これが無意識のままに司法の場に持ち込まれると、究極的には国民の司法に対する信頼をゆるがすという重大な危険を孕んでいる。ここで、法曹となろうとする者には、ジェンダーによる固定観念・偏見を除去する意識的取組みが求められている。本授業では、事例研究を中心に議論を深めることで、各人が、ジェンダーとは何か、これが司法においていかなる弊害をもたらすかを認識し、かつ、社会と自分の中に刷り込まれたジェンダーを自覚することにより、真の正義に資する法曹への動機付けを目指す。		
授業方法		
学生は、毎回のテーマに関する指定文献・資料などを事前に検討して授業に臨むこととし、教室では質疑討論によって当該テーマに関する理解を深める。		
成績評価の方法		
毎回到授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第 1 回 ジェンダー概論		
第 2 回 法律とジェンダー		
第 3・4 回 家事事件におけるジェンダー・バイアス		
第 5 回 ドメスティック・バイオレンス		
第 6・7 回 職場におけるジェンダー		
第 8 回 セクシャル・ハラスメント		
第 9・10 回 刑事事件とジェンダー・バイアス		
第 11 回 被害者心理とジェンダー		
第 12 回 リプロダクティブ・ライツ、男女共同参画基本法とポジティブアクション		
第 13 回 平等原理とジェンダー/女性政策の歴史、海外・国連の取組み		
第 14 回 司法及び法曹のあり方とジェンダー		
教科書		
第二東京弁護士会『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店		